



令和 8 年 5 月 25 日
午前・午後 8 時 30 分 受領

No. 1

議長	事務局長	係

令和 8 年 5 月 25 日

愛南町議会議長 吉田 茂生 殿

愛南町議会議員 池田 栄次

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 の 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
<p>1. 公共施設のエレベーターへの防災チェアの設置について。</p> <p>近年、全国各地で地震や集中豪雨による大規模停電、予期せぬ機械トラブル等に伴う「エレベーター閉じ込め事案」が多発しています。万が一、エレベーター内に長時間閉じ込められた場合、密室という極限状態の中で、利用者は激しい不安や体調不良に襲われるリスクがあります。とりわけ高齢者や持病を抱える方にとっては命に関わる問題となり得ます。</p> <p>特に本町においては、南海トラフ巨大地震への備えが急務であり、発災時には広域かつ長時間の停電により、救助までにかかなりの時間を要することが想定されます。エレベーターの地震対策として地震発生時の初期微動を感知して本震が到達する前に最寄りの階に停止し、戸を開放して利用者の閉じ込めを防止する「地震時管制運転装置」がありますが、初期微動と本震がほぼ同時に襲来した場合は最寄り階に到達する前に激しい揺れでエレベーターのワイヤーやガードレールが変形して階と階の間で緊急停止するケースや変電所や自家発電のトラブルで管制装置に電力が供給されず、その場でストップするケースがあります。また、高齢化が進む本町において、公共施設を利用される高齢の方や妊産婦、小さなお子さん連れの方、内部障がいや足腰に障がいをお持ちの方にとって、公共施設のエレベーターは欠かせない移動手段となっています。「数十秒の異動や順番待ち」であっても、立ち続けることが苦痛な場合が</p>	町長

あります。また、エレベーターでの移動中に一時的に体調を崩された際に腰を掛けられる場所の確保も、バリアフリーの観点から重要であると考えます。

こうした中で、注目されているのが「防災チェア」です。

防災チェアとは、エレベーター内の隅に設置し通常時は高齢者や妊産婦、小さなお子さん連れの方、障害のある方が腰を掛ける「椅子」として機能し災害等による閉じ込め発生時には、内部に収納された非常用飲料水、簡易トイレ、LED ライト、防寒シート、ホイッスルなどの「非常用備蓄品」を利用することが出来る設備です。省スペースで設置可能であり、見た目にも違和感が少なく、単なる備蓄品ではなく「安心が見える化する設備」として設置することが有効であると考えます。

そこで伺います。

- (1) 本町が管理する庁舎や公民館、文化施設などの公共施設において、エレベーターが設置されている箇所と「地震時管制運転装置」、「閉じ込めが発生した際の対応マニュアル」、「非常用通報装置」「備蓄品」等の現在実施している閉じ込め対策について見解を伺います。
- (2) 本庁庁舎、御荘文化センター、内海支所、西海支所、城辺公民館に設置されているエレベーター内を確認したところ、防災チェアが設置されている箇所は無かったと認識しています。国土交通省も防災グッズを事前にエレベーター内に設置することのできる防災キャビネットの設置を推奨していますが、防災チェアの機能性や有効性についての認識と設置についての見解を伺います。